

住宅宿泊事業法等の定期報告提出義務違反に対する措置命令実績

年度	件数	命令日	施設名	所在地	備考
平成30年度	1	平成30年10月11日	A	北区	令和元年11月17日 廃業済み
平成31年度	1	令和元年11月28日	B	東山区	令和3年5月31日 廃業済み
令和2年度	4	令和2年6月9日	C	右京区	令和4年1月31日 廃業済み
		令和2年6月9日	D	右京区	令和4年1月31日 廃業済み
		令和2年10月23日	E	左京区	令和3年1月31日 廃業済み
		令和2年10月23日	F	伏見区	
令和4年度	1	令和4年11月7日	G	南区	令和4年3月31日 廃業済み
令和5年度	4	令和5年10月30日	H	東山区	令和6年4月30日 廃業済み
		令和5年11月28日	H	東山区	令和6年4月30日 廃業済み
		令和5年12月11日	I	左京区	
		令和6年2月16日	J	右京区	
令和6年度	12	令和6年4月30日	K－1＊	東山区	
		令和6年4月30日	K－2＊	東山区	
		令和6年4月30日	K－3＊	東山区	
		令和6年4月30日	K－4＊	東山区	
		令和6年4月30日	K－5＊	東山区	
		令和6年4月30日	K－6＊	東山区	
		令和6年4月30日	K－7＊	東山区	
		令和6年4月30日	K－8＊	東山区	
		令和6年4月30日	K－9＊	東山区	
		令和6年4月30日	L	山科区	
		令和6年10月22日	H	東山区	令和6年4月30日 廃業済み
		令和6年12月2日	H	東山区	令和6年4月30日 廃業済み
令和7年度	3	令和7年9月12日	M	山科区	
		令和8年3月26日	K－8＊	東山区	
		令和8年3月26日	K－9＊	東山区	

令和8年度	15	令和8年4月13日	N	下京区	
		令和8年4月13日	O－1＊	下京区	
		令和8年4月13日	O－2＊	下京区	
		令和8年4月13日	J	右京区	
		令和8年4月13日	P	伏見区	
		令和8年4月13日	Q－1＊	伏見区	
		令和8年4月13日	Q－2＊	伏見区	
		令和8年4月13日	Q－3＊	伏見区	
		令和8年4月13日	Q－4＊	伏見区	
		令和8年6月16日	R	伏見区	
		令和8年8月24日	S	東山区	
		令和8年8月24日	N	下京区	
		令和8年8月24日	M	山科区	
		令和8年8月24日	T	下京区	
		令和8年8月24日	U	山科区	

＊枝番号は同一の共同住宅を表しています。

住宅宿泊事業法等の定期報告提出義務違反に対する停止命令及び過料処分の実績

令和8年度	2	令和8年5月22日	J	右京区	
		令和8年9月17日	S	東山区	

根拠法令：

住宅宿泊事業法

第14条

住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事*に報告しなければならない。（＊政令市にあっては市長となります。）

第15条

都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第16条

都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条の規定による命令に違反したときは、1年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条若しくは前項の規定による命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を住宅宿泊事業者に通知しなければならない。

住宅宿泊事業法施行規則

第12条

法第14条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 届出住宅に人を宿泊させた日数 (2) 宿泊者数 (3) 延べ宿泊者数 (4) 国籍別の宿泊者数の内訳

2 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の15日までに、それぞれの月の前二月における前項各号に掲げる事項を、都道府県知事に報告しなければならない。

京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例

第16条

住宅宿泊事業者は、法第14条の規定による報告の際に、当該報告をする日の属する月の前月及び前々月における届出住宅の周辺住民からの苦情の状況に関し次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1) 苦情の件数 (2) 苦情を受けた日時 (3) 苦情の内容 (4) 苦情への対応の状況

略

第17条

1 市長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採ることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。

(過料)

第22条

次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1)、(2) 略

(3) 第17条第2項の規定による命令に違反した者

略